

人事行政の運営等の状況

市の人事行政運営の公正性・透明性を高めるため、「伊勢崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用・職員数・給与などについて、主に令和6年度の概要を公表します。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

①採用試験の令和6年度実施状況

職種		申込者数	受験者数	合格者数
事務職	事務（教養）	142人	102人	10人
	事務（SPI）	160人	124人	7人
	事務（社会人経験）	181人	181人	14人
	事務2	10人	8人	2人
	事務3（障害者対象）	11人	9人	1人
	病院事務	12人	12人	2人
技術職	土木	4人	3人	1人
	通年（土木・建築・機械・電気）	8人	8人	3人
	建築	1人	1人	1人
	電気（病院採用）	3人	3人	1人
	保健師	14人	14人	4人
	保育士	8人	7人	3人
消防職	消防職I	22人	15人	3人
	消防職II	20人	18人	3人
医療職	薬剤師	9人	8人	3人
	臨床検査技師	26人	24人	1人
	理学療法士	9人	9人	1人
	救急救命士	2人	1人	1人
	看護師	38人	30人	27人
合計		680人	577人	88人

注1 事務（教養）、事務（SPI）、消防職Iは大卒程度、事務2・消防職IIは高卒程度の試験を行っています

②採用者数（令和7年4月1日現在）

区分	事務職	技能労務職	消防職	医療職	教育職	合計
男	25人	0人	6人	30人	6人	67人
女	21人	0人	0人	27人	6人	54人
合計	46人	0人	6人	57人	12人	121人

注1 医療職、教育職については、医師、教諭など採用試験以外の採用者を含みます

③退職者数（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

区分	定年退職	早期退職	普通退職	死亡退職	分限免職	懲戒免職	合計
男	17人	1人	33人	4人	0人	0人	55人
女	5人	3人	44人	0人	0人	0人	52人
合計	22人	4人	77人	4人	0人	0人	107人

④再任用職員数（令和7年4月1日現在）

区分	一般行政職	税務職	福祉職	消防職	医療職	企業職	技能労務職	合計
人数	27人	0人	0人	3人	14人	1人	8人	53人

(2) 職員数の状況

①部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年度	令和7年度		
普通会計部門	議会	12人	12人	0人	
	総務・企画	281人	276人	▲ 5人	正規職員から再任用職員への配置転換による減
	税務	92人	89人	▲ 3人	収納管理業務に係る職員配置の見直しによる減
	民生	221人	229人	8人	こども家庭センター新設による増
	衛生	95人	97人	2人	保健センターの新設による増
	労働	2人	2人	0人	
	農林水産	41人	41人	0人	
	商工	25人	27人	2人	電子地域通貨業務の充実による増
	土木	144人	147人	3人	建築審査等の業務の充実による増
	小計	913人	920人	7人	<参考>人口1万人当たり職員数 43.47人
	教育部門	276人	275人	▲ 1人	再任用職員から正規職員への配置転換による減
公会計企業部門など	消防部門	266人	266人	0人	
	小計	1,455人	1,461人	6人	<参考>人口1万人当たり職員数 69.03人
	病院	773人	775人	2人	医療業務の充実による増
	水道	41人	41人	0人	
	下水道	25人	25人	0人	
合 計	その他	113人	111人	▲ 2人	介護老人保健施設業務に係る職員配置の見直しによる減
	小計	952人	952人	0人	
合 計		2,407人 [2,601人]	2,413人 [2,631人]	6人	<参考>人口1万人当たり職員数 114.01人

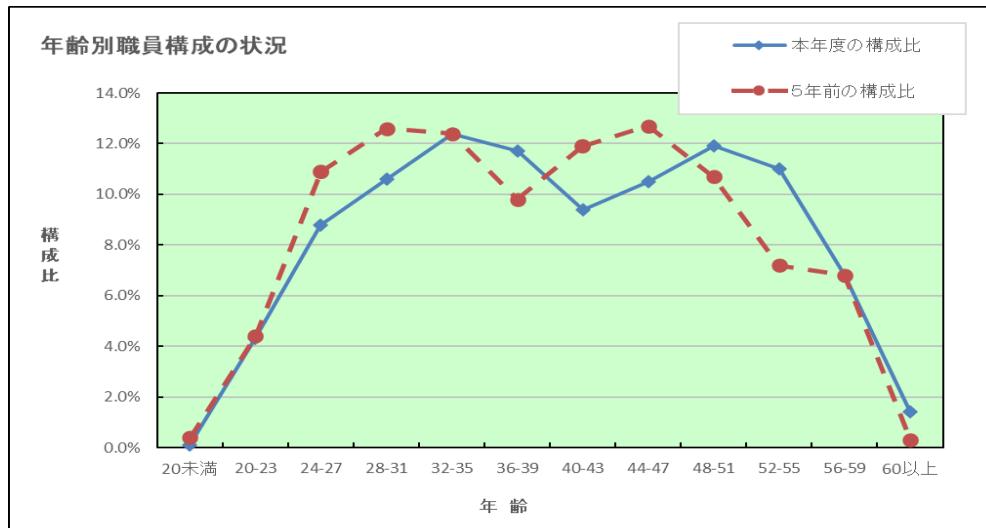
注1 職員数は常勤の一般職員で、短時間勤務の再任用職員、会計年度任用職員は含みません

注2 []内は、条例による定数の合計です

②年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	合計
R7	3人	106人	214人	258人	303人	286人	230人	256人	290人	268人	166人	33人	2,413人
R2	10人	107人	266人	307人	303人	240人	290人	310人	261人	175人	166人	7人	2,442人

注1 職員数は常勤の一般職員で、短時間勤務の再任用職員、会計年度任用職員は含みません



2 職員の人事評価の状況

人事評価制度は、「目標による管理制度」を中心に、挙げた実績と発揮した能力の2点で評価します。これは、「組織の目標」を達成するために「個人の目標」を設定し、職員一人一人が前年踏襲を廃し、常に新しい視点を持って、業務を実施することを求めるものです。具体的には、組織目標の効率的達成、職員の能力開発とマネジメント能力の強化、公正な人事の確保の3点を主な狙いとしています。

被評価者	1次評価者	2次評価者
主査級以下（1～3級）	課長補佐級	課長級
課長補佐級・係長級（4・5級）	課長級	部長級
副部長級・課長級（6・7級）	部長級	副市長
部長級（8級）	副市長	-

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

1万円未満は四捨五入

住民基本台帳人口 (令和7年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和5年度の人件費率
211,651人	933億1,035万円	31億4,020万円	141億2,248万円	15.1%	15.1%

(2) 職員給与費の状況（令和6年度普通会計決算）

1万円未満は四捨五入

職員数 (A)	給与費				一人当たりの給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 (B)	
1,455人	55億5,853万円	10億6,148万円	23億255万円	89億2,256万円	613万円

注1 職員手当には退職手当を含みません

注2 職員数は令和6年4月1日現在の普通会計の人数です

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
伊勢崎市	42.5 歳	335,116 円	395,877 円	364,922 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
伊勢崎市	47.1 歳	283,940 円	300,744 円	295,456 円
うち清掃職員	58.0 歳	363,400 円	381,350 円	366,400 円
うち学校給食員	46.7 歳	277,974 円	294,806 円	290,156 円
うち用務員	— 歳	— 円	— 円	— 円

③教育職（高等学校）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊勢崎市	38.4 歳	379,244 円	425,736 円

注1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(4) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	初任給		
	伊勢崎市	国	
一般行政職	大卒	224,300 円	220,000 円
	高卒	192,900 円	188,000 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大卒	289,916 円	319,605 円	359,704 円
	高卒	298,600 円	296,667 円	— 円
技能労務職	高卒	— 円	— 円	— 円

注1 「—」は該当者いません

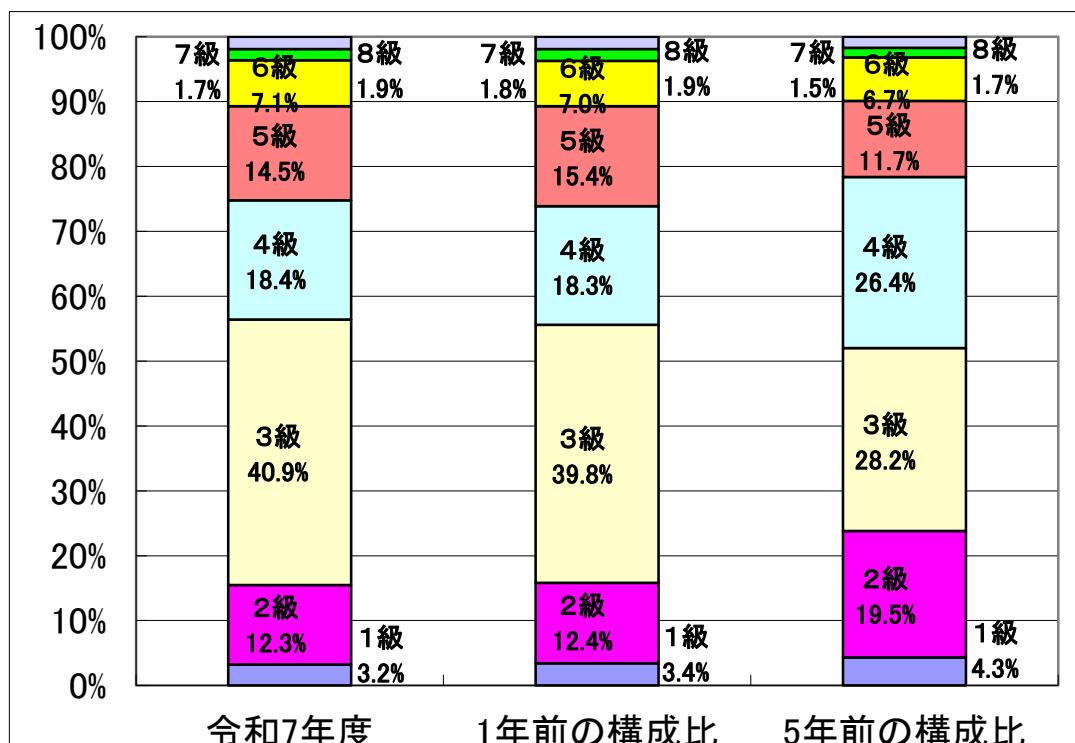
(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長	19人	1.9%
7級	副部長	17人	1.7%
6級	課長	69人	7.1%
5級	課長補佐	141人	14.5%
4級	係長	179人	18.4%
3級	主査	399人	40.9%
2級	主任	120人	12.3%
1級	主事・技師	31人	3.2%
合計		975人	100.0%

注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

注2 職員数は、市の給与条例に基づく給料表の級区分による人数です

一般行政職の級別職員数の状況



(7) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当の支給率（令和7年4月1日現在）

伊勢崎市		国	
1人当たり平均支給額 157 万円			
(支給割合)		(支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50月分	2.10月分	2.50月分	2.10月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級などによる加算措置		職制上の段階、職務の級などによる加算措置	
・役職加算	5~20%	・役職加算	5~20%
・管理職加算	無	・管理職加算	10~25%

注1 1人当たりの平均支給額は、令和6年度普通会計決算額をもとに計算された額です

②退職手当の支給率（令和7年4月1日現在）

伊勢崎市			国		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続20年	19. 6695月分	24. 586875月分	勤続20年	19. 6695月分	24. 586875月分
勤続25年	28. 0395月分	33. 27075月分	勤続25年	28. 0395月分	33. 27075月分
勤続35年	39. 7575月分	47. 709月分	勤続35年	39. 7575月分	47. 709月分
最高限度額	47. 709月分	47. 709月分	最高限度額	47. 709月分	47. 709月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）			定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）		
退職時特別昇給 無			退職時特別昇給 無		
(1人当たり平均支給額)					
自己都合		早期・定年			
684万円		2, 316万円			

注 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です

③特殊勤務手当（令和6年度普通会計決算）

支給実績（1万円未満は四捨五入）	2, 967 万円		
支給職員1人当たり平均支給年額	91, 559 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	22. 3 %		
手当の種類（普通会計）	11 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
税務徴収手当	収納課などの職員	市税などの徴収・滞納整理業務	日額300円
		差押処分の業務	1件200円
防疫手当	農政課などの職員	患家消毒作業などまたは伝染病家畜消毒作業など	日額500円
清掃手当	清掃リサイクルセンターなどの職員	不法投棄などの回収業務	日額300円
		道路上の犬猫死体処理作業	1体150円
社会福祉業務手当	社会福祉課・障害福祉課などの職員	生活保護、知的障害者、身体障害者、心身障害児または老人福祉に係る現業の業務	日額300円
		行旅病人などの救護業務	1件2, 000円
		行旅病人などの死亡取扱業務	1件5, 000円
災害出勤手当	災害業務に従事した職員	災害が発生し、現場における業務	日額500円
出場手当	消防業務に従事する職員	火災・救急の出場など	1回260円～700円
救急救命士手当	消防業務に従事する職員	救急救命処置などの救急業務	1当務500円
救助隊員等手当	消防業務に従事する職員	救助工作車および梯子車で出場した際の消防活動業務	1回200円
火災原因調査等手当	消防業務に従事する職員	火災原因など調査業務または損害調査業務	1回380円
煙火業務手当	消防業務に従事する職員	著しく危険な検査および実地指導業務	1回500円
夜間特殊業務手当	消防業務に従事する職員	午後10時から翌日の午前5時までの間の通信指令業務	1当務510円

④時間外勤務手当（令和6年度普通会計決算）

支給実績（1万円未満は四捨五入）	3億6,114 万円
支給職員1人当たり平均支給年額	341,991 円

⑤そのほかの主な手当（令和7年4月1日現在）

区分	内容および支給単価	国の制度との比較	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	1. 配偶者：月額3,000円（8級の職員は支給対象外） 2. 子ども：1人につき月額11,500円 16歳になる年度初めから満22歳の年度末までの子どもがいる場合：1人につき月額5,000円を加算 3. その他の扶養親族：1人につき月額6,500円（8級の職員については3,500円）	国と同じ	無	14,722万円	225,802円
住居手当	借家、借間の場合：家賃が月額16,000円を超える場合、家賃の額に応じて月額28,000円を限度に支給	国と同じ	無	7,043万円	253,349円
通勤手当	1. 交通機関を利用する場合：6か月定期券などの価格により月額150,000円を限度に一括支給 2. 自家用車などを利用する場合：通勤距離に応じて月額31,600円を限度に支給	1. 国と同じ 2. 一部異なる	1. 無 2. 通勤区分が異なるが限度額は同じ	7,840万円	59,173円
管理職手当	給料表別、職務の級別、職員の区別に定められた金額：月額46,300円～94,000円（行政職）	一部異なる	国は46,300円～139,300円	24,279万円	716,180円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	国と同じ	無	79,933万円	253,756円

注1 支給実績および平均支給年額は、令和6年度普通会計決算額です

⑥特別職の報酬などの状況（令和7年4月1日現在）

区分	給料月額など	期末手当	退職手当の算定方式（支給時期）
市長	964,000円		給料月額×勤続月数×45/100
副市長	812,000円		給料月額×勤続月数×30/100
教育長	693,000円	4.55月分 (令和6年度支給割合)	給料月額×勤続月数×25/100
病院事業管理者	810,000円		給料月額×勤続月数×30/100
議長	555,000円		
副議長	505,000円	4.55月分 (令和6年度支給割合)	任期ごとに支給
議員	485,000円		支給無し

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間などについて

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除いて1日当たり7時間45分勤務。週38時間45分勤務)
週 休 日	日曜日および土曜日
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始

注1 勤務時間などは勤務場所によって異なります。

(2) 年次有給休暇

一の年度につき20日付与

職員の平均使用日数 15.0日（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

(3) 病気休暇

職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に必要と認められる期間。

事 由	期 間
公務上の負傷または疾病	医師の証明などに基づき必要な期間
結核性疾患	1年を超えない範囲において、医師の証明などに基づき必要と認める期間
結核性以外の私傷病	90日を超えない範囲において、医師の証明などに基づき必要と認める期間。ただし、特定疾患については、180日を超えない範囲。

(4) 特別休暇

事由	期間
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
裁判員、証人などとして官公署への出頭	その都度必要と認める期間
ドナー休暇	その都度必要と認める期間
ボランティア休暇	一の年度において5日以内
職員の結婚	連続する5日以内
職員の不妊治療に係る通院等	一の年度において5日（当該通院等が体外受精等の不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
職員の出産	出産予定日以前8週間目に当たる日から出産の日までの期間において職員から請求のあった期間と出産の日後8週間
職員の生後満1年に達しない子の育児	1日2回それぞれ30分
職員の妻の出産	職員の妻の出産に係る入院などの日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日以内
職員の妻が出産する場合であって、職員が当該出産に係る子または小学校就学前の子を養育する場合	出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間における5日以内
女性職員の生理日の休養	申し出た期間
満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護等	一の年度において5日（子が2人以上の場合は10日）以内
父母（配偶者の父母を含む）の看護	一の年度において5日以内
要介護者などの介護	一の年度において5日（要介護者などが2人以上の場合は10日）以内
妊娠中または出産後1年以内の職員が、母子健康保険法に基づく保健指導または健康診査を受ける場合	妊娠満23週まで 4週間に1回 妊娠満24週から満35週まで 2週間に1回 妊娠満36週から出産まで 1週間に1回 出産後1年まで 1回 (いずれの期間についても医師などの特別の指示があった場合、その指示の回数) 1回につき必要と認められる時間
忌引	連続する7日以内で、親族に応じて定められた日数
父母の追悼のための特別な行事	1日
夏季休暇	6月から10月の期間内における3日以内
リフレッシュ休暇	勤続期間10年：連続する2日 勤続期間20年：連続する3日 勤続期間30年：連続する4日
地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失・食料など確保	7日以内
地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故などによる出勤困難	その都度必要と認める期間
地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故時の職員の退勤途上における身体危険の回避	その都度必要と認める期間

(5) 介護休暇の取得状況

事由	期間
職員が、配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇	要介護者の介護を必要とする状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6ヶ月を超えない範囲内で指定する期間

令和6年度取得状況

人数 0人

5 職員の休業に関する状況（令和6年度）

	育児休業		部分休業		自己啓発休業		修学部分休業	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
人数	75人	97人	48人	46人	0人	0人	1人	0人

6 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和6年度）

事由	市長部局等	上下水道局	消防	市民病院	教育委員会	合計
免職	0人	0人	0人	0人	0人	0人
降任	0人	0人	0人	0人	0人	0人
降給	0人	0人	0人	0人	0人	0人
休職	20人	1人	2人	8人	12人	43人
合計	20人	1人	2人	8人	12人	43人

(2) 懲戒処分の状況（令和6年度）

区分	市長部局等	上下水道局	消防	市民病院	教育委員会	合計
免職	0人	0人	0人	0人	0人	0人
停職	0人	0人	0人	1人	0人	1人
減給	0人	0人	1人	0人	0人	1人
戒告	0人	0人	0人	2人	1人	3人
合計	0人	0人	1人	3人	1人	5人

7 職員の服務の状況

(1) 営利企業などの従事状況

職員は営利企業などに従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務に影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得て営利企業などに従事することができます。主なものとしては、消防団員や統計調査員などがあります。

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

人間ドックの受診などの際に職務に専念する義務を免除しています。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法には、元職員による働きかけの禁止（第38条の2）などが規定されています。これに基づき伊勢崎市職員の退職管理に関する条例と規則を制定し、在職中、管理・監督する立場にいた職員が退職後2年間に再就職した場合には任命権者への再就職先情報の届出を義務付けています。

令和5年度、令和6年度退職者（課長以上）で再就職した者

本市再任用職員等	6
国・他地方公共団体	0
社会福祉法人	5
公益財団法人・公益社団法人	9
その他民間企業等	1

9 職員の研修の状況

(1) 研修制度の概要

職員一人一人の能力の向上を図り、個性豊かで地域の特色を生かしたまちづくりに貢献できる職員の養成を図っています。

①職場研修

職場の学習的風土づくりを全庁的に推進し、積極的・効果的な活用により、部下の育成・職場の活性化・応対マナーなど職員の資質の向上を図っています。

②階層別研修

各階層に応じた知識・技能の習得、政策形成能力の向上、行政環境の変化に対応できる能力などの養成を図っています。

(令和6年度実施状況)

研修名称	対象者	参加者
新規採用職員研修	令和6年度に採用された職員	前期 41人
		後期 33人
初級職員研修	令和5年度に採用された職員	30人
中級職員研修	主任および主査の職員	36人
上級職員研修Ⅰ	主査の職員	62人
上級職員研修Ⅱ	主査の職員	34人
係長研修	係長の職員	22人
課長補佐研修	課長補佐職の職員	18人
管理者研修	課長職の職員	28人

③専門研修

病院・消防署職員や特別な技術を有する職場など、専門的知識の必要な職員に対し、その知識・技術の向上を図っています。

④派遣研修

【国内派遣研修】

国・県またはそれに準ずる団体などが主催する研修会に職員を派遣し、広い視野に立って将来予測のできる専門的な知識・技能を習得させ優良な人材の育成を図っています。

(令和6年度実施状況)

研修名称	参加者	研修名称	参加者
自治大学校2部課程	2人	群馬県市町村職員合同研修	33人
自治大学校3部課程	1人	群馬県建設技術センター	10人
国土交通大学校	2人	公務人材開発協会研修	2人
市町村アカデミー	10人	群馬県市長会職員研修	3人
日本経営協会研修会	1人	その他の研修	7人

⑤特別研修

職場研修・一般研修・専門研修・派遣研修以外の集合研修として各種の特別研修を実施し、講演会・研修会などを通して地方公務員として円滑な業務の遂行、健康管理などを学習しています。

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

健康診断	定期健康診断、人間ドック、胃がん検診、大腸がん検診、婦人科検診、歯周疾患予防検診
健康相談	人間ドックや定期健康診断の結果から、主に生活習慣病予防のための事後指導を行い、健康の保持増進を図ります。（相談員：産業医、保健師、栄養士）
職員メンタルヘルス相談	職員一人一人の心の病気への正しい知識と理解を深め、職場不適応や心の病気の早期発見や適切な治療・再発防止を図ります。（相談員：産業医（精神科））
保健師による健康相談	健康診断等の結果や心身の健康についての相談を行い、疾病予防や心身の健康の保持増進を図ります。（相談員：保健師）
健康セミナー	心身の健康保持増進を図るための研修を年2回実施しています。

(2) 安全衛生に関する事項

職員衛生委員会の開催、職場衛生巡視、ストレスチェック、予防接種（B型肝炎）など

(3) 公務災害補償の概要

公務上、通勤途上の災害により、負傷などまたは死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。令和6年度の補償件数は、次のとおりです。

補償件数（令和6年度）

区分	傷病	死亡
公務災害	12件	0件
通勤灾害	0件	0件

(4) 伊勢崎市職員共済会（職員互助会組織）の実施事業

人間ドック助成など

会員数 2,427人（令和6年4月1日現在）

項目	金額等
①共済会に対する助成金額	13,002千円
②会員による掛金の額	37,130千円
③公費負担率 ①/（①+②）	25.9%
④会員一人あたりの助成金額 ①/2,427人	5,357円

11 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、公平委員会に対して市の当局により適当な措置が取られるべきことを要求することができます。

令和6年度については、該当はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒その他、意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に対して審査請求できます。

令和5年度未継続件数	令和6年度措置要求件数	令和6年度処理件数	令和6年度末継続件数
2件	0件	0件	2件